

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七ヶ浜町は、介護保険関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用防止のため、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県 七ヶ浜町長

公表日

令和6年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 伝送通信ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第68項 並びに内閣府・総務省令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、 46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120項 並びに内閣府・総務省令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3条、第15条、第1 9条、第22の2条、第24の2条、第25条、第25の2条、第30条、第31の2条、第32条、第33条、第 43条、第43の2条、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55の2条、第59の3条 別表第二の第1、4、30、46、83、90、95、117項に係る主務省令は規定なし ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第93、94項 並びに内閣府・総務省令第46条、第47条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2 条第31項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿社会課 介護保険係 税務課 住民税係
②所属長の役職名	長寿社会課長 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7436
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長寿社会課 介護保険係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7447 税務課 住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月27日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 小野 誠司 税務課長 小野勝洋	健康増進課長 税務課長	事後	H30.5 新様式変更
令和3年2月15日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、57、58、61、80、87、90、93、94、95、117項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条 ・別表第二の第30、33、39、58、90、95、117項に係る主務省令は未公布 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第61、62、93、94項 並びに内閣府・総務省令第32条、第33条、第46条、第47条	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117、120項 並びに内閣府・総務省令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3条、第15条、第19条、第22の2条、第24の2条、第25条、第25の2条、第30条、第31の2条、第32条、第33条、第43条、第43の2条、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55の2条、第59の3条 別表第二の第1、4、30、46、83、90、95、117項に係る主務省令は規定なし ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第93、94項 並びに内閣府・総務省令第46条、第47条	事後	
令和3年2月15日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康増進課 高齢者福祉係 税務課 住民税係	長寿社会課 介護保険係 税務課 住民税係	事後	
令和3年2月15日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 税務課長	長寿社会課長 税務課長	事後	
令和3年2月15日	I-8. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康増進課高齢者福祉係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7447 税務課 住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452	長寿社会課 介護保険係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7447 税務課 住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452	事後	
令和4年3月7日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号	事後	文言の整理
令和4年12月20日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第93、94項 並びに内閣府・総務省令第46条、第47条	※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第93、94項 並びに内閣府・総務省令第46条、第47条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項	事後	根拠法令の追加